

平成25年第2回名寄市議会定例会会議録  
開議 平成25年6月12日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 一般質問

1. 出席議員（18名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員
	4番	大石	健二	議員
	5番	山田	典幸	議員
	6番	川口	京二	議員
	7番	植松	正一	議員
	8番	竹中	憲之	議員
	9番	佐藤	靖典	議員
	10番	高橋	伸典	議員
	11番	佐々木	寿一	議員
	12番	駒津	喜一	議員
	13番	熊谷	吉正	議員
	15番	日根野	正敏	議員
	17番	山口	祐司	議員
	19番	東	千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	益塚	敏
書記	山崎	直文

書記	鷺見	良子
書記	佐藤	潤

1. 説明員

市長	加藤	剛士	君
副市長	佐々木	雅之	君
副市長	久保	和幸	君
教育長	小野	浩一	君
総務部長	扇谷	茂幸	君
市民部長	中村	勝己	君
健康福祉部長	田邊	俊昭	君
経済部長	高橋	光男	君
建設水道部長	長内	和明	君
教育部長	鈴木	邦輝	君
教育部次長	湯浅	俊春	君
市立総合病院長	松島	佳寿夫	君
事務部長			
市立大学局長	鹿野	裕二	君
営業戦略室長	常本	史之	君
上下水道室長	斎藤	一彦	君
会計室長	山崎	真理子	君
監査委員	手間本	剛	君

○議長（黒井 徹議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

2番 奥村 英俊 議員

12番 駒津 喜一 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

名寄市の教育行政について外1件を、山田典幸議員。

○5番（山田典幸議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、これより通告に従い順次質問してまいります。

初めに、大項目1点目、名寄市の教育行政について3点にわたってお伺いをいたします。1点目、信頼される学校づくりの取り組みについてお伺いをいたします。当市の学校教育においては、名寄市学校教育推進計画に基づき学習指導要領の理念である生きる力を育てる教育活動と地域ぐるみで子供を育てる教育環境の充実を目指し、確かな学力を育てる教育の推進、豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進、特別支援教育の推進、安心、安全な教育環境の整備、そして信頼される学校づくりの推進の5つの重点施策を掲げております。とりわけ地域ぐるみで子供を育てる教育環境の充実を図るためには、保護者や地域との信頼関係が前提となり、子供たちの手本となるべき教職員の資質や能力の向上が何よりも重要であると言えます。当市においても信頼される学校づくりのためにさまざまな取り組みがなされてきた中において、先般市内小学校勤務の男性教諭が札幌市内におい

て盗撮容疑で逮捕されるという不祥事が発生いたしました。このことについては、さきの臨時会において小野教育長からも御報告がありましたが、学校教育に対する信頼を失墜させるものであり、あってはならない行為であります。そこで、改めて信頼される学校づくりに向けての当市としての具体的な取り組みについてお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、道徳教育の推進についてお伺いをいたします。今日の子供たちの状況については、自尊感情の乏しさ、生命尊重の心の不十分さ、規範意識の低下、人間関係を形成する能力の低下などの問題が指摘されており、生命をとうとぶとともにいじめを絶対に許さないというような規範意識の確立の根底となる道徳教育の一層の充実が求められていると認識をしております。そこで、当市における道徳教育の推進の考え方についてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、学校教育における食育の取り組みについてお伺いをいたします。社会情勢や経済情勢の変化により家族で食卓を囲む機会が減り、朝食をほとんどとらない等の不規則な食事の習慣や外食の利用の増加など子供たちの食生活の乱れが憂慮されている現在において、子供たちが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけられるよう教育現場における食育の推進が極めて重要となっております。当市においても栄養教諭を中心とした食に関する指導や学校給食における地場産食材の積極的な活用などの取り組みにより食育の推進が図られているところと理解をしておりますが、子供たちが食の大切さと生命のとうとさを農作業や作物の栽培を通じてみずからの体験から感じ、学ぶことができるよう学校教育においても当市の基幹産業である農業をより一層生かした形で食育の推進を図っていくべきと考えますが、お考えをお知らせ願いたいと思っております。

次に、大項目2点目、農業の振興施策について2点にわたってお伺いをいたします。1点目、本年

度の重点農業施策についてお伺いをいたします。ことしも本格的な農作業シーズンが始まっているところでありますが、春先から現在までの状況については昨日の植松議員の一般質問の中で触れられたとおりでありますので、詳しくは申し述べませんが、春先の低温による作業の大幅なおくれもその後の好天続きにより一定程度取り戻しつつあるところに、今度は一転雨不足による干ばつとことしも極端な天候の偏りに農家の方々は苦労しながらも豊穡の秋を願いつつ昼夜を問わず作業を続けております。今申し上げたように、近年は異常気象とも言える天候の偏りが農家経済に影響を与え、国政単位ではTPPをめぐる問題など、農業を取り巻く環境は依然不安定で先行きがなかなか見えてこないのが現状です。このような状況を踏まえ、基幹産業を農業とする本市においては農家の経営安定、そして将来に希望の持てる農業にしていくために国、道の施策を注視していくことはもちろんのこと、市独自の農業施策の積極的な展開が必要であると考えます。25年度の名寄市農林業施策の概要も既に示されておりますが、行政側として考える今年度の重点農業施策についてお知らせをいただきたいと思っております。

最後に、担い手への支援策について伺います。これから先将来の地域農業を支えていくのは、後継者を初めとする意欲を持った若い農業者、いわゆる担い手であります。本市においても意欲を持った担い手を支援するべく幾つかの施策が実施されておりますが、現在実施されている施策とその成果についてどのように評価をされているのか、またその評価に基づき今後担い手に対してどのような支援策が必要と考えているのかをお伺いいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） おはようございます。山田議員からは、大項目で2点について御質問をいただきました。大項目1については私のほうか

ら、大項目2につきましては経済部長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大項目1、名寄市の教育行政について、小項目1、信頼される学校づくりの取り組みについてお答えいたします。学校におきましては、教職員一人一人が教育に携わる職の重要性をしっかりと受けとめ、公務員倫理の高揚に努め、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき立場にあることを自覚をし、みずからを厳しく律して行動するなど、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう服務規律の厳正な保持に努めていくことが信頼される学校づくりにおいて重要なことと考えております。教育委員会といたしましては、これまでも教職員が率先して児童生徒の規範となるよう校長会や教頭会などで機会あるごとに注意を喚起し、厳正な指導をお願いしてきたところでありますが、今般このような事態が発生をし、まことに遺憾と感じているところであります。

当該校におきましては、事件後の対応として児童の心のケアを一番に考え、事件報告と学級指導を実施をしてきました。また、保護者の皆様には全体の説明会と学年保護者への説明会を行い、その中で家庭における子供たちへの心のケアに対するお願いもしてまいりました。今後は、今月に実施される予定の教育相談で校内のカウンセラーによる当該学年など児童一人一人のケアを行うとともに、7月には必要に応じて上川教育局などからスクールカウンセラーの派遣をいただき、児童、保護者のカウンセリングと学校指導を受ける予定となっております。今後教育委員会といたしましては、各学校に対し、職員会議や校内研修等において今回の事件を含め服務規律の保持について不祥事防止啓発研修資料などを活用して職員の意識改革を図るとともに、コンプライアンス確立月間を設定するなど、不祥事の防止に向けてより実効性のある取り組みを実施するようお願いをしております。また、管理職には、日ごろから職員の

能力、性格、意向などを考慮し、仕事に関するストレスの除去に努めるとともに、職員相互のコミュニケーションを積極的につくり出すなどして一人一人の能力を引き出し、学校の組織全体が活力を持って十分に使命を果たす体制を整えるようお願いをしております。各学校におきましては、こうした取り組みの徹底を促し、これまで以上に保護者や地域住民の皆様から信頼される学校づくりを推進をしております。

次に、小項目2、道徳教育の推進についてお答えをいたします。今日子供の自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であることなど、子供たちの心と体の状況にかかわる課題は少なくありません。また、自分に自信のある子供が国際的に見て少ないことや学習や将来の生活に対し無気力であったり、不安を感じたりしている子供の増加も指摘されております。さらに、本市におきましては、これまでの全国学力・学習状況調査の結果から、自分にはよいところがあると思うなどの自尊感情がやや希薄であるという傾向が継続的に見られます。また、望ましい生活のリズムの定着を図ることも課題となっております。このような課題に対応し、子供たちの豊かな人間性を育むためにもますます道徳教育を充実することが求められております。学校におきます道徳教育は、道徳の時間をかなめとして学校の教育活動全体を通じて行うものであり、子供の発達の段階に考慮して適切な指導を行わなければなりません。このため市内の各学校では、道徳の時間においても子供たちが道徳的な価値について感じたり考えたりしながら自己の生き方についての考えや人間としての生き方についての自覚を深めるよう指導の充実にも努めたり、各教科などの指導を通じて子供たちの道徳性を養っております。また、集団生活のあり方について望ましい体験を積む集団宿泊活動、また自分自身をも高めるためのボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切にやる心や感動する心を育てるための自然体験活動など、学校や地域の

特色を生かした豊かな体験を通して子供たちの内面に根差した道徳性が育成されるように努めているところであります。

教育委員会といたしましては、子供たちに人間としてよりよく生きる基礎となる道徳性を育成することを重視し、道徳教育の充実を図るため、校長先生のリーダーシップのもと道徳教育推進教師を中心として道徳教育や校内研修や道徳の時間の授業研究等をさらに推進するよう促しております。また、名寄市教育改善プロジェクト委員会において、今年度は市内の全小中学校で共通した学習規律、生活規律の確立を図る取り組みを進めてまいります。さらに、来年度からは道徳の時間の指導の充実に関する事、家庭や地域の理解と協力を得た道徳教育の推進に関する事などを重点として取り組みを進め、子供たちの豊かな心の育成に努めてまいります。

3点目の学校における食育の取り組みについてお答えをいたします。名寄市では、平成20年4月に栄養教諭制度を導入し、名寄小学校に1名、風連中央小学校に1名栄養教師を配置して食育を推進をしております。栄養教諭は、食に関する指導の推進に中核的役割を担う立場として在籍校を初め、連携校となる市内小中学校において子供たちの発達段階に応じた食に関する指導を行っております。また、子供たちは、給食時に献立を通じて地元農産物の食育、栄養等を学習するとともに、給食の準備、片づけまでの一連の指導の中で正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、箸の使い方、食事のマナーなどを習得をしていきます。このように栄養教諭が授業や給食時に行う食に関する指導は、児童生徒に正しい食生活、よりよい食習慣を身につけさせ、各家庭に普及もさせております。現在社会環境や食生活が大きく変化をしている中、家庭での生活スタイルや食環境が多様化していることから、家庭において子供たちに十分な食育を行うことが困難となりつつあります。このことを踏まえ、名寄市では児童生徒が農業体験を通

じて自然の仕組み、農業の役割、命の大切さを学ぶため、学校、家庭、地域が連携をして学校内農園をつくとともに、地域の生産者や地元の高校、またなよろ食育推進ネットワークなどさまざまな関係機関の協力を得て田植えとか稲刈り、芋掘りなど子供たちが多様な体験をできるように地域全体で食育について学べる環境を整えております。これにより、農作業を体験しながら食材の生産過程を学び、自然の恵みに感謝する気持ちや食の大切さを感じ取ってもらっております。

今後教育委員会といたしましては、各学校が栄養教諭の専門性を十分に生かして児童生徒と保護者がともに食に関する理解を深める取り組みを充実し、日常の生活で望ましい食事のとり方を実践していけるよう学校に働きかけをしております。また、学校と地域の生産者やなよろ食育推進ネットワークなどがこれまで以上に連携を深めて子供と保護者、地域住民が一体となって食育を推進するよう支援をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） おはようございます。私からは、大項目2、農業の振興施策について、小項目1、本年度の重点農業施策について申し上げます。

名寄市では、平成24年度から新名寄市農業・農村振興計画後期実施計画がスタートしており、そこで示しております5つの施策と関連する事業を確実に進めていくことを基本に予算編成を行っております。

以下、主な事業について申し上げます。平成22年度から国の農政改革により戸別所得補償制度として国が直接支援する制度が創設されました。本年度は、経営所得安定対策事業と名称が変わりましたがけれども、基本的な支援内容につきましては平成24年度と同様となっております。農業経営の安定、担い手の育成、各作物の生産振興など重要な施策であり、現在7月の申請に向けての作

業を進めております。なお、国では平成26年度に向けて制度の見直し作業が行われており、今後の動向を注視してまいります。昨年実施いたしました人と農地の問題についての意見交換会で御意見をいただいております耕作放棄地対策においては、本年度関係機関、団体で組織しております名寄市農業振興対策協議会に農村振興部会を新たに設けて本年度より3年間程度をかけて調査検討を行ってまいります。有害鳥獣駆除対策では、国が新規事業として平成25年度から平成27年度の期間において実施されます鳥獣被害防止緊急捕獲対策が新設されましたので、この事業を有効活用して関係機関と連携して捕獲対策を推進してまいります。薬用作物の生産振興を目的として、新たに薬用植物振興事業を取り組んでまいります。推進母体として、名寄市薬用作物研究会が4月に組織されたことから、今後講習会、先進地視察、農薬登録拡大試験などを予定しております。グリーン・ツーリズム推進事業では、名寄市グリーン・ツーリズム推進協議会が取り組んでいる修学旅行生や名寄市立大学などの受け入れ事業のほか、本年度より企業研修を通しての都市と農村との交流を促進する事業に取り組んでまいります。

以上、平成25年度の主な事業について申し上げますが、名寄市の基幹産業は農業でありますので、今後とも農業者の御意見を踏まえて関係機関、団体と連携して農業振興に取り組んでまいります。

次に、小項目2、担い手への支援策について申し上げます。まず、現在実施されております事業内容と昨年度の実績を申し上げます。地域における担い手及びリーダーの育成を図るため中長期の調査、研修に助成する地域農業担い手育成事業は、24年度実績1件、農村青少年の組織された団体を対象に自主活動などを助長し、農業後継者の育成確保を図るために支援する農業青年活動支援事業は、24年度実績2団体、農家子弟が所属する経営体から自立した取り組みにチャレンジする経

費に対して助成する農業青年チャレンジ事業は、24年度実績3件、新たに農業を営もうとする者に対し新規就農者の早期定着及び経営の安定を図るために助成する新規就農者支援事業は、24年度実績4件、農業を始めて間もない時期での経営の安定を支援する青年就農給付金は、24年度実績3件の4名となっております。担い手対策は、国の農業施策に大きく影響されるところですが、国も新規就農者の確保は重要な問題としており、そのための施策も現在取り組まれております。市の単独事業を含めておおむね効果は上がっているものと考えております。青年チャレンジ事業では、申請はあったものの採択要件に達しないことから、本年度の事業採択には至りませんでした。今後の担い手に対する支援策においては、若手農業者などの要望を含めて効果的な施策になるよう関係機関、団体と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） それぞれ御答弁をいただきまして、ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず、教育行政についてということで再質問させていただきます。まず、信頼される学校づくりの取り組みについてということで、先般起こりました事件に関してということで、このことは前回の臨時会で教育長からも御報告があったとおりでございます。児童の心のケア、やはりそれは何よりも大事なことだと思います。聞くところによりますと、6年生の担任の先生だったということで、子供たちやはりわかる年齢になっている学年でありますので、まず子供たちの心のケアしっかりと取り組んでいただきたいと思います。スクールカウンセラー等も活用して今後進めていくということなので、まず第一にこのことをお願いしておきたいと思っております。私も先生方とのかかわりの中で、当市においては本当に熱心に御指導いただける、

一生懸命やっていただける先生がたくさんいるなと感じているのですけれども、こういうことが起こりますとどうしても保護者、また地域の住民の立場から考えますと、やっぱり名寄市にそういう先生がほかにもいるのではないかと、そういう意識になってしまいますので、しっかりとそのあたり、それぞれ今後の対策等も御答弁いただきましたので、お願いをしたいと思います。

保護者説明会も開催されたということで、1つお伺いしておきますけれども、保護者の方から幾つか意見等も出たのかと思っておりますけれども、例えば具体的にどのような御意見が保護者説明会の中で保護者の方から出たかというのを差し支えない範囲で結構でございますので、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 今の山田議員に対する再質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回の事件につきましては、対象となった教員が日常の指導においても大変熱心な方で、また対外的にも校内的にも人間的にも立派な方だったということは教職員、それから保護者の方も認めるところでございます。それに反して起こした事件が日ごろの行い、それから日ごろの接し方の中で少しギャップがあり過ぎるという部分で、逆に子供たちにしてみればそのギャップが埋め切れないというような部分があるように聞いております。現在子供たちについては、重篤な心のケアを必要とする方はいらっしゃるみたいですが、やはり5年、6年と担任が持ち上がっている部分もありますので、その中で少し心が揺らいでいる子供もいるということも聞いております。

御質問のありました保護者の説明会につきましては、1回目を5月20日に実施をいたしまして、実は本日夜に第2回目の保護者説明会を実施する予定であります。前回の全体の説明会の中では意見はなかったのですが、担任を持っている保護者

の方の中からは、やはり真面目な先生ただけにそのギャップについて大きいという部分についての保護者からの危惧の意見、それからやはり先ほど議員も指摘したとおり子供たちの心のケア、起きてしまった事件は仕方がないので、これから子供たちの心のケアをきちっとするという部分についてしっかりやっていただきたいという意見が出たということでもあります。学校としても、幸い東小学校にはカウンセラーの資格を持つ教員が校内に3名いらっしゃるということですので、まずは6月中はその3名の教員が主に6年生の児童を対象とした相談を行って、もしそれで不足する分があれば、また7月以降に違うカウンセラーというようなことも考えていくということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひそういう形で教育委員会側からもそういう場をつくって子供たちはもとより、保護者の方にもいろんな形で説明ですとか意見を聞く場ですとか持って、本日2回目があるということですので、よろしく願いしておきたいと思います。

あと、もう一点、今後のことになるかと思いますが、今回の当事者である先生に対しての今後の対応等は教育委員会としてどのようなお考えをお持ちかどうか、1点確認をしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 御本人の今後の対応ということでございますけれども、まずは刑事事件としての罪の確定後、教育委員会としては本人から再度事情聴取等を行って処分についての上申を上川教育局にする予定であります。上川教育局につきましては、既に御存じのとおり教職員のいろいろな不祥事につきまして、不祥事が頻繁になっているということも含めて昨年の10月に懲戒処分の指針というものを一部改正をいたしました。改正後も含めまして今回の事案に関しましては、

わいせつ行為及びセクシュアルハラスメントという項目に該当いたします。その中で児童生徒に対する行為につきましては、わいせつ行為を行った場合同意の有無を問わずに免職という基準になっておりますので、今後これに沿った処分が出されるという予想ではありますが、まだ今の時点では確定ではございません。いずれにしても、本人は面談等では反省の弁は述べておりますが、刑事処分に比べて多分免職という重い行政処分が科されることになるのではないかと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） わかりました。そういったものに沿ってきちんとした形の、本当にやってしまったことに対しての責任というのはしっかりこれは社会人としてとらなければならないということは基本だと思いますので、そのあたりもきちんとした形でお願いをしておきたいと思います。

続いて、道徳教育の推進についてということでお伺いしておきたいと思います。道教委のホームページ等にも載っております、3月に北海道の教育に関するPTAアンケート調査というのが実施されたということです。実は、これ私もアンケートに答えまして、PTAの代表としてアンケートが来ましてお答えをさせていただきました。教育委員会や学校にさらに充実してほしい取り組みということで、集計結果が小学校、中学校ともに1位が確かな学力の育成、そして小中とも2位が道徳教育の推進ということであります。いずれにしても、アンケートの結果からも道徳教育の充実、推進というのが今望まれていることなのかなというところであります。道徳教育に関しまして今年度25年度の国の文科省の予算の中で、以前からありましたけれども、心のノート、当市でも利用されていたのだと思います。一時期仕分けの対象になりまして、ダウンロードをするという形になってしまいましたけれども、本年度の予算でその心のノートが全ての児童生徒に配付される予算がついたということでもあります。当市とし

ての心のノートの活用の考え方について御見解をお伺いしておきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 道徳教育におきます心のノートの活用の方法について、名寄市の取り組みについてお話をさせていただきます。

心のノートの趣旨というのは、子供が身につける道徳の内容をわかりやすくあらわして道徳的価値についてみずから考えるきっかけとなるものであります。また、先ほど答弁でも述べましたけれども、学校の教育活動全体において活用され、また学校と家庭が連携して子供の道徳性の育成に取り組むように活用されることを通して道徳教育の一環の充実を図ろうとするものであります。名寄市につきましても全ての子供に冊子として心のノートを配付済みでありますけれども、これまで教育委員会といたしましては各学校に心のノートを積極的に活用するようにお願いをしております。その結果、昨年度の教育活動に対する調査では、市内の各学校の全ての学級で道徳の時間を中心に活用するという回答をいただいております。しかしながら、道徳の時間における心のノートの活用の頻度とか、朝の会や学級活動であるとか各教科、総合的な学習の時間等における活用、また家庭との連携を図った活用についてはいまだ十分な状況にあるとは言えないと反省をしているところであります。今後は、各学校に心のノートの趣旨を生かしてより効果的に活用するため、保護者に心のノートの活用についての説明する機会を設けたり、道徳の時間の授業公開等で心のノートを用いたりするなど、家庭との連携を図った道徳教育を一層推進させるように促してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ありがとうございます。今お答えいただいたように、家庭との連携というのがやはり重要になってくるのかなと思えます。私は、以前から心のノートというものがあるとい

うので、これもつい何年か前ですけども、どういう内容のものなのかというのはホームページ等利用して拝見させていただきましたけれども、実際保護者の方知らない方もたくさんいらっしゃいます。中身見ますと、私自身はすごく道徳教育というか、子供たちの心の道徳教育には非常にいい教材、補助教材というのでしょうか、心のノートは、だと思っておりますので、ぜひこういう形で、今回全ての児童に配付されるということですから、積極的な活用と保護者、家庭との連携をしっかりとっていただけるよう教育委員会としても御指導をしていっていただきたいと求めておきたいと思えます。

続きまして、食育の取り組みについて伺っておきたいと思えます。食育と一言と言っても本当に多岐にわたる分野でございますので、全て食育と言ってしまうとそのとおりだと思いますし、今まで本市として行ってきた取り組みというものはぜひ継続してやっていただきたいと思っておりますけれども、一方ではやはりポイントを絞って名寄の食育の柱というものを明確にして取り組んでいくことも重要になってくるのではないのかなと思えます。基幹産業が農業である名寄の食育は、やはり農業体験、また作物を自分たちでつくるといふことだと私は思っておりますし、そのことを学校教育の中でも今まで以上に積極的に取り入れていくべきだと考えております。農作業体験ですとかは、各校行っているところだと思いますけれども、もしもそのあたり把握している部分ありましたら、農作業体験を全校で、多分全校でしょうね、全校で行っているのかどうか。また、学校農園なんか多分市内の学校はそういう形での取り組みはないのかなと。郊外の学校は、学校農園、総合的な活動の中で自分たちで作物を育てて、それを秋に収穫して食するという活動、取り組みを行っております。そのあたりの実態把握というのは、教育委員会のほうでどのように把握されていらっしゃいますでしょうか。



○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 各市内小中学校におきます食育の部分、特に農業体験の部分についての御質問でございました。議員御指摘のとおり、名寄市の基幹産業は農業です。現在名寄市の学校において農業体験、特に学校内での農園等を使って全ての学校で農作業体験を実施しております。ただ、学校農園がないのが名寄中学校と名寄東中学校がないので、その分については学校農園での授業は、農業体験等は行っておりませんが、そのほかの学校につきましては学校農園を使ったり、また地域の農家の農地をお借りをしたり、また名寄の産業高校の名農キャンパス等の協力をいただいて農作業体験を行っております。また、名寄市の特色としては、地域の老人クラブの方が農作業体験のところに外向いて農作業の始まりから秋の収穫祭まで地域の児童と交流をしているというような事例がございます。いずれにしましても、学校だけでなく地域の農家の方、それから関連部門ではJA道北なよろであるとか、食生活にかかわる名寄市内の企業なんかの方をお迎えしての講演会等も行っております。基本は、米づくりという部分での農作業体験が中心になっている模様でございます。全ての学校で行っているということをご報告させていただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 以前、少し前なのですが、ある若いお母さんと話す機会がありまして、子供もある程度の年になって食に対する教育もそろそろしなければならぬと思っているのだと、いろいろ食育に関して調べ出したら、そのお母さん、あれも食育、これも食育、とにかく幅広くて結局何が食育かわからなくなってしまったということでお話をしておりました。何から始めたらいいのでしょうかということで聞かれた中で、私は迷わず、やっぱり御家族でとにかく農業に触れるというか、家庭菜園でも何でもいいですから、家庭菜園はありますかと、小さいけれども、ある

ということでおっしゃっていましたので、とにかく上手下手別として御家族で作物を自分たちで育てて、育てた作物を家族で秋に収穫して食べる、それで食育全て教えられるのではないのでしょうかということで私も答えさせていただきました。

食の安心、安全も含めて食育に対する意識というのは、間違いなくこれは高まってきているのだと思います。第2次の名寄市の食育推進計画もやはり周知から実践へということで、いろいろ計画に基づく取り組みで周知は一定程度なされているのかなと、私もそこは感じております。ただ、そういう意識が広く浸透した反面、何となく全体が薄まってきているような気も私は反面しております。どのような分野においても食にかかわる取り組みというのは、食育であることには間違いなしですけれども、やはり名寄独自の食育、そういう柱をより明確にしていく、それも学校教育の現場でもより一層推進をしていっていただきたいというところであります。そういった部分では、庁内でも各部署にわたるものですから、いろいろとそれは庁内横断的に、どこの部署がどうこうではなくて、やはり庁内横断的に連携して取り組んでいっていただかなければならない部分ではあるのですが、特に農業という部分なので、そういった今後学校教育の中での食育の取り組みについて、農業ということで高橋経済部長はそのあたりどのようにお考え持っていらっしゃるかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 山田議員の今質問あったとおり、25年4月から第2次の食育推進計画スタートしております。市役所の中でも経済部を初め教育部、健康福祉部とそれぞれの分野でそれぞれの形で食育を推進していている、その中で事務局は経済部の農務課にありますので、山田議員から御指摘ありました横断的な立場でしっかりと進行管理も含めて今後取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解

をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、農業の分野に入っていきたいと思っています。本年度の重点農業施策についてということでお答えをいただきました。昨日植松議員からもありましたけれども、今の状況は雨不足によるひどい干ばつでございます。昨日久保副市長も雨が降るようにお祈りをさせていただいているということなので、確実に週末雨が降るように引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

それで、きのう植松議員の一般質問の中でも若干触れられておりましたけれども、こういう状況なので、かんがい事業の件について、昨日久保副市長のほうも今後、事業の採択要件等もやはり高いハードルがあるのは私も承知しているところですけれども、各種事業を研究して前向きに進めていきたいというような御答弁だったかと思いますが、改めて久保副市長からそのあたりの前向きなお考え一言いただきたいと思っています。

○議長（黒井 徹議員） 久保副市長。

○副市長（久保和幸君） 昨日来から雨不足、干ばつの影響がかなり深刻だということ認識しているところであります。特に畑作地帯については、昨日も植松議員の御質問にもお答えさせていただきましたけれども、経済部長のお答えでは1,000ヘクタール以上が国営のということの採択要件になっているようでもありますけれども、ここ数年間の異常気象を見たときに例えば集中豪雨、例えば干ばつということで持続する農業という観点からしたときに、そこはその気象条件に合わせた作付体系と作付に応じた条件整備、これが土地改良事業の中のかんがい対策かなというふうにも認識しておりますので、道営事業がいいのか団体営事業がいいのか、その辺水利権の関係もあるでしょうから、その辺も十分に調査した上で対応させていただきたいと思っていますので、御理解をいただき

たいと思います。

以上であります。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。数年前の調査では、事業の採択要件に届かなかったということで、当然その年は、調査した年が雨がひどい年でもあったという部分も若干私はあるのかなと思いますし、現に今いろいろな地域の方と話す中でも若い人らで期成会でもつくって、時間かかることですから、ただ若い人らで期成会でもつくってきちんと行政とタッグ組んで国、道の事業に乗れるように運動、地域の理解というのは当然まず第一になければならないという部分もありますので、そんな話も現実出ている中なものですから、今後またそういった部分では地域の方々と副市長もお会いする中ではそんな話も当然出るかと思っています。そういった部分では、御協力、また今後の前向きな調査等よろしくお願いをしたいと思います。

重点施策について、5つの施策をもとにということでお答えがありました。その中で1点確認をおきたいと思いますが、経営所得安定対策に関して26年度に制度の見直しが図られるということでもあります。今年度の予算の中で、多面的機能・担い手調査という事業が新規で盛り込まれた中で16億円の予算がついているようでもあります。中身見ますと、その制度の見直しについての調査、また制度設計の予算ということでもありますけれども、そのあたり政府の考え方として例えば品目、今の戸別所得補償制度の品目を果樹ですとか畜産、また野菜にも拡大したいというような意向が示されているところでありますけれども、特にそういった野菜ですとか畜産に拡大されるということになると、この地域特に野菜、畜産も当然ありますし、野菜も多いですから、このことは当然生産者にとっても地域の農業にとってもプラスに働くのではないのかなと考えているのですけれども、そういった例えば地域の実情、またそういった要望

なんかを国のほうに訴えて政策に反映させるというような地域として体制づくりですとか、そういったものは何か考えられているのか、進んでいるのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思いません。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 御質問のありました国の多面的機能・担い手調査事業15億7,200万円、約16億円ですか、これについては26年度からの制度設計変更に向けた調査経費ということで、農業の多面的機能を評価した日本型直接支払い及び新たな経営所得安定制度を中心とする担い手総合支援の制度設計に向けた調査ということなのですけれども、ただ制度変更に限っての調査ではなくて、今後の農業のあり方等も含めて調査をしていくということであります。

山田議員から再質問のあった拡大の部分については、特に水田農業以外の部分で対策が広がれば、やっぱり農家経営にとっても大変ありがたいことかなというふうに考えています。窓口としては、旭川にあります北海道農政事務所旭川地域センターというのがあるのですけれども、ここが窓口となることから、行政としてもできるだけ地域の要望を聞きながら、地域センターのほうに名寄市ではこういう考えを持っているのですよということも含めて農業者の皆さんの御意見を訴えかけていきたいなというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） ぜひそういった形で積極的に地域の実情、要望を、全てが反映されるかどうかという部分もあるのですけれども、ぜひ訴えていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、担い手への支援策についてということで、けさの新聞にも2012年度の農業白書の記事が載ってまして、農業再生には担い手の育成が不可欠だが、39歳以下の新規就農者のうち3割が収入に不安定なことを理由

に5年以内で離農しているというような、私この記事を読んでちょっとびっくりした部分もあります。これは、この地域に限らず、全体ということなのでしょうけれども、ちょっとびっくりしました。そういった形にならないように、やはり新規就農も含めて後継者、また担い手の支援策についてはやっていっていただきたいところなのですけれども、先ほど御答弁の中でチャレンジ事業の25年度の採択が今回初のゼロ件だったということで、どのような状況だったのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 本年度第1回目の募集をかけたときには、相談2件あったのですけれども、これについては要件に合わなかったということで御辞退をされております。その後もう一度再公募をかけたところ、1件申請がありまして、その中身で営農技術対策協議会の中で申請の内容を審査してきたところでありまして、ただ、申請の内容を見ると、タマネギの直播ということで、この地方では取り組まれていないと。土別の多寄で1反試験的に栽培をしているというのがありますけれども、北見地方でも何件かあるというふうには伺っているのですけれども、なかなかリスクが高いということで、栽培技術もまだ確立されていない、慣行栽培に比べて反収が7割から8割程度になるという普及センターの御意見もありまして、なかなか省力化と、それから収益の向上にはつながらないのではないかとということで、実験データも含めてもう少しリスクを回避した中で違う事業に取り組んだほうがいいのではないかとということで、この事業については見送らせていただいたという経過であります。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） 中身についてはわかりました。ただ、今回せつかくのこういったいい事業が採択がなかったというのは、非常に残念だなと思っております。今後いろいろと採択の要件等

あると思うのですけれども、なかなか今の状況でチャレンジ事業の要綱、基準というのが、新たな経営に取り組むという部分がまず一番なのかなというところなのですけれども、要綱ですとか採択基準の見直し等に関して、何か今後そういったことも考えていかなければならない部分もあるのかなと思いますけれども、そのあたり部長いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 要綱については、そんな難しい要綱になっていないのです。それで、各農業者の皆さんにお配りしている農林漁業の施策の中にも書いてあるのですけれども、この中には営農意欲豊かで経営感覚にすぐれた担い手の育成確保を図るため、農家子弟が所属する経営体から自立した取り組みにチャレンジする経費に対して助成をするということですから、そんなに中身的には厳しい中身にはなっていないと思うのですけれども、ただ先ほどから申し上げていますとおり省力化だとか、それから収益性につながるのかも含めて総合的に判断をして事業採択をしているということなので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 山田議員。

○5番（山田典幸議員） そういった部分もいろいろと若い人たちの意見を聞いてぜひ使っていただけるようにというか、若い人たちが前向きに農業に取り組めるようにしていただきたいと思います。

もう一つ、担い手の支援策について。今若い人方の中で、特に私どもの地域の中でヘリで防除をしたいですとか、当然トラクターが畑に入れないということが数年続いたものですから、ヘリの防除をしたい、また有害鳥獣の狩猟等の免許を取得したいというような声がたくさん出ております。そういったことに対しての行政の支援なんかも今後ぜひ積極的に考えていただきたいと思っておりますけれども、最後にその部分、経済部

長のお考え、前向きな御答弁をお願いしまして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） ヘリ防除の関係では、中山間の風連地域で取り組まれています。これは、平場の部分も含めてなのですけれども、ただ名寄地区においては防除の関係は取り組まれておりません。ただ、防衛施設の周辺事業の中で1つの生産組合がことし無人ヘリを導入する予定でもおります。そういった事業も含めて、取り組めるかどうかも含めて、取り組むことができるのであれば早急に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で山田典幸議員の質問を終わります。

子供医療費の助成について外3件を、高橋伸典議員。

○10番（高橋伸典議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をしてみたいというふうに思います。

まず、子供医療費の助成について御質問させていただきます。まず、親が息子、娘にこれから安心して子供を育てられる社会環境、また自然環境ではないので、出産しないようにと言う親がいるそうです。子供が少ない社会は、活力の低下をもたらすことは明らかであります。出産率の低下でスウェーデンは、子供が生まれ、1年半は育児休暇を与え、3人、4人目は児童手当の大幅増額、出生率は2人以上となったそうですし、名寄では共働きで出産、養育をしようとする肉体的にも精神的にも経済的にも大きな負担となっております。そして、その対策となると一自治体だけの問題ではなく、国の政策で対応することがベストであることは私も承知であります。子供医療費、乳幼児等医療給付事業では、北海道の基準はゼロ歳から3歳と市民税非課税世帯は初診料のみ負担、就学前入院及び通院、小学生の入院は初診料と一

部負担となっており、名寄市も北海道の助成に倣ってあります。

私も平成17年、子供医療費の問題について質問をさせていただきました。その当時は、旭川の道議が近隣市町村の影響もあるので、余り子供医療費について一自治体の助成を言う必要はあるのかということを言われまして、余り強くは言えませんでした。しかし、北海道35市では、3歳未満及び非課税世帯の全額助成が35市中11市、約32%に上っております。また、中学校まで全額助成は士別、深川、函館含め6市、初診負担は札幌市、旭川市、稚内市含め10市が初診料のみ一部負担となっております。就学前まで全額助成は帯広市と滝川2市、上川管内では19市町村では上富良野以外18町村が全額助成、小学校6年まで、中学校を含まれていない町村は美深、剣淵、富良野、3市町村だけになっております。上川北部を見ても名寄市だけが助成に踏み切れていないという形になっており、大阪市では隣の堺市が子供医療助成を始めるため人口流出を防ぐためにこの子供医療の助成を行ったそうです。国で平等に実行できればよいのですが、また大きなまち、小さなまち、子供が多い、子供が少ないからできないといった部分ではないのではないかなというふうに思っております。

一番は財政の問題ではありますが、これはどの自治体も同じでありますし、ひまわり子育てプランではここで育て、ここで育ててよかったと言えるまち名寄であります。乳幼児を抱える若い世代が住みやすい環境を整え、少子化傾向に歯どめをかけるためにも助成を行う必要もあるというふうに思っておりますが、名寄市の乳幼児医療費の対象の状況のお知らせをいただきたいのと、子育て世帯の経済的負担は大きな悩みや不安を抱えております。本市の対策や対応についてのお考えをお知らせいただきたいというふうに思います。

上川管内や上川北部を考えたとき、子供の健やかな成長を社会全体で育て、またそういう願いが

あるのは皆様御存じのとおりであります。子育てを子供のいる家庭だけではなく、地域で支え合う体制のためにも、また人口流出を防ぎ、ここで育ててよかったと言えるまちを築くためにも子供の医療費助成を進めるべきと考えますが、理事者のお考えをお願いいたします。

大きい項目、その2点目、市営住宅の空き家対策についてお伺いをいたします。先月風連の住民の方から市営住宅の件で御相談を受け、風連まで行きました。本年冬の雪の多さのため、除雪、また空き家の雪の管理、また煙突が倒れる等々、また端に入居していないため真ん中に住んでいるため端までの除雪をしなければならない、また端が2軒入っていないためごみステーションが10メートルのところにあるのに道路1丁を歩いてごみ投げに行かなければならない等々の御相談を伺いました。政策空き家で高齢者が困っております。風連にかかわらず、名寄の北斗団地、新北斗団地も同じ状況と思われそうですが、既存住宅ストックの有効活用についての考えと現状の市営住宅の今後の役割、考え方をお知らせいただきたいというふうに思います。また、高齢者対策と除雪の問題についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

大きい項目3番目、東日本大震災の入札の影響についてお伺いをいたします。本年労務単価の引き上げの対応がなされております。現政権が取り組むアベノミクスで公共事業を柱とする経済対策が進められておりますが、建設業は相次ぐ公共事業の削減と2008年に起きたリーマンショックの影響で、また建設業の3Kの影響で労働者、また建設業が激減しました。現状のままだと工事の遅延が生じるほか、地域で十分な経済効果や資材または材料を調達できる状況になく、経済効果が行き詰まるおそれがあるという懸念が起きております。国土交通省は、労働条件の改善を図り、若年者の入職を促すために労働単価を上げたそうです。この労働単価を上げたことにより、社会保険の加

入、また個人負担の上乗せをされております。公共事業の削減で体力を消耗した元請会社が適切な利益を確保できるよう、直轄工事の低入札の価格を引き上げられたそうです。また、一般管理の比率を従来の30%から55%に引き上げられ、この調査結果で工事比率約2%の上昇を得ているようです。本市の労働単価上昇への引き上げの対応についての影響をお知らせをいただきたいというふうに思います。

また、資材、鉄筋、鉄骨、コンクリート、セメント等の影響、また円高の影響で石油類の高騰が続いております。引き上げに対する本市の対応についてをお知らせいただきたいというふうに思います。

大きい項目4点目、耕作放棄地の再生についてお伺いをいたします。耕作放棄地は、1年以上作付をされず、今後耕作される見通しが無い農地の増加が現在深刻化されております。農林水産省では、農業生産者への支援を拡充させ、耕作放棄地の早期解消を図るため、平成21年から5カ年の計画で耕作放棄地の解消に向けた施策が行われております。耕作放棄地は、病害虫の発生源、またイノシシ、鹿などの有害鳥獣のすみか、廃棄物の不法投棄の誘発など、農業生産への支障を来すだけでなく、農村景観にさまざまな悪影響を及ぼしております。地域の住民の生活環境を守り、農業生産の基盤である農地を確保するために荒廃した農地の再生利用を加速させることが重要と考えております。平成22年、日本の耕作放棄地は39万6,000平方メートル、埼玉県の面積に相当しております。昭和60年までは、およそ13万ヘクタールと横ばいでありました。平成2年以降から増加傾向に転じ、この20年間で3倍に耕作放棄地が広がっております。耕作放棄地の最大の発生要因は、農業者の高齢化の進行、後継者の不在、農作物価格の低迷など、営農が続けられなくなったことが原因とされております。農林水産省は、今後5年間で現在の250万人いる農家のうち7

0万人が引退するとの見通しを出しております。また、TPPに参加されれば5品目関税が撤廃され、農業生産者が半減されるとも言われております。高齢者の農家の農地をいかに意欲ある若い農家や農業生産法人に引き継いでいくかが最大の課題とされております。本市の耕作放棄地の状況、対策、また耕作放棄地再生利用緊急対策事業の交付金の活用に対しての本市の積極的な取り組みが必要と考えられますが、理事者の御見解をお聞きして、この場での質問を終わらせていただきます。  
○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 高橋議員からは、大項目4点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2と3は建設水道部長から、大項目4につきましては経済部長から答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、名寄市の子供医療費の助成について、小項目1の対象者の状況について申し上げます。本市におきましては、北海道医療給付事業補助金交付要綱に準拠し、乳幼児等医療給付事業を実施しております。本市の乳幼児等医療給付助成につきましては、ゼロ歳から3歳未満児及び市民税非課税世帯の場合は保険証が使用できる病気または負傷で医療機関を受診したときの初診時一部負担金であり、医科580円、歯科510円の負担としており、3歳から就学前までの児童は医療費の1割の負担としております。また、小学校1年から6年生までは保険証が使用できる入院について医療費の1割負担としております。平成25年5月31日現在の対象者数は、ゼロ歳児から3歳未満児は706人、3歳以上就学前児童は709人で、合計1,415人です。小学校1年から3年生までは712人、小学校4年から6年生までは752人で、合計1,464人です。なお、対象外ではありますが、中学校1年から3年生の人数につきましては688人です。

次に、小項目2の子育て世帯に対する対策につ

いて申し上げます。現在本市の子育て世帯に対する施策は、名寄ひまわり子育てプラン、ここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちを目指してに基づき実施しております。保育所保育料につきましては、国においては7つの階層区分ですが、本市においては10の階層に細分化をしております、第2子は半額に、第3子については無料としております。幼稚園就園奨励費につきましては、幼稚園就園の保護者に対し、負担軽減を図るため国の補助基準により実施しております。また、遠距離通園通所費助成事業につきましては、これまで風連地区限定としておりましたが、4月より市の全域を対象に3キロ以上離れた幼稚園、保育所に通園、通所している世帯に対し助成を行っております。さらには、ひとり親家庭等医療給付助成につきましても乳幼児医療費給付事業と同様に助成をしております。

また、本市におきましては民間保育所2カ所、市立保育所1カ所で子育て支援センターを無料で開設しており、月曜日から金曜日まで親子でいつでもおいでいただき、好きな玩具で自由に遊び、また子育てに対する悩みを持たれる保護者の方には育児相談や育児指導を行い、年に数回お子さんから離れた講習会や講演会を開催し、息抜きをしていただいているところであります。平成23年度は、延べ7,027組、1万5,271人の親子の利用がありました。また、子育て支援センター事業の視点を少し変え、担当保育士等がこちらから出向く支援の取り組みを進めているところです。平成24年度からは、子育て支援の一環として親子お出かけバスツアーを企画し、毎月第2金曜日に旧風連日進保育所まで出かけ、集団遊びや地域の皆さんとの交流を楽しみ、収穫祭、運動会、餅つきを実施し、親子の参加は延べ866人あり、地域の方を含めると延べで1,007人もの多くの御参加をいただきました。親子で大いに利用していただき、子供たちが元気に伸び伸び育つよう、子供たちの輪、子育ての輪、遊びの輪が広がります

すよう今後とも子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、小項目3の子供医療費の無料化への名寄市の対応について申し上げます。本市では、少子化対策として北海道に準拠した乳幼児医療費等助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業を実施しており、医療費での支援を行っております。平成23年度決算では、乳幼児医療費で3,952万6,878円、ひとり親家庭等医療費で1,275万4,797円、合わせまして5,228万1,675円の助成を行っており、金額から見ても多くの子育て世代に利用していただいているものと考えております。以前より乳幼児医療について無償化の御意見もいただいておりますが、本市では道北地方の中核となる病院を運営しており、近隣市町村の住民からも深く信頼され、道北地方の医療のとりでとして、また名寄市民の皆様には地元大きな病院があるという生活の安心感を与えております。特に子育て世代には、旭川以北の周産期医療の中心となっている産婦人科、そして小児科では小児救急外来による365日24時間体制での診療を実施しており、子育て世代にとっては安心のできる医療環境を提供しております。また、これまでの乳幼児等医療給付事業では市内医療機関については現物支給ですが、市外医療機関については償還払いのため市役所窓口へ領収書を持参していただき、手続をしていただいておりますが、この8月より審査支払い業務を北海道国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金北海道支部へ委託する予定となっております。基本的には償還払いがなくなり、子育て世代へのサービスの向上に努めているところです。今後も地元で安心のできる医療環境を提供することで名寄ひまわり子育てプランを実践してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 私のほうからは、大項目の2、市営住宅の空き家対策についてお答えをいたします。

関連がございますので、小項目の1、既存住宅ストックの有効活用について及び小項目の2、市営住宅の今後の役割と考え方について一括してお答えをいたします。市営住宅の管理戸数は、平成25年5月末現在において963戸となっており、空き家戸数は230戸となっております。昭和48年から昭和54年にかけて建設された旧西町団地、瑞生団地につきましては、政策空き家が増加しており、合わせて空き家戸数は54戸となっております。このような状況で空き家が増加することで空き家の破損や残された入居者の除雪などの負担がふえている現状がございます。また、歯抜けになった団地につきましては、他団地への住みかえへの意向調査を毎年行っており、特に旧西町団地につきましてはトイレも水洗化されていないため住環境が年々悪化している状況にあります。他団地に住みかえ希望の意向調査を行っておりますが、入居者の高齢化が進んでいることから、住みかえが難しい状況にあります。昭和43年から60年までに建設された名寄地区の北斗団地、新北斗団地につきましては、未整備住戸の空き家戸数が145戸と約半数が空き家の状況でありますけれども、平成22年度から平成33年度までの建てかえ事業のために政策空き家となっており、順次新北斗の改善住宅及び北斗の新築住宅に住みかえを予定しております。今後につきましても空き家が増加している団地につきましては意向調査を継続し、住みかえを進めながら入居者の負担を軽減するよう努めてまいりたいと考えております。

また、市営住宅につきましては、住宅に困窮する低所得者に対する住宅の供給が施策の重要な位置づけであり、今後ますます深刻化する少子高齢化において福祉との連携により高齢者や障害者、子育て世帯などが安心して暮らせる居住環境が重

要となっていることから、名寄市公営住宅等長寿命化計画や名寄市住宅マスタープランなど各種計画と整合を図りながら、適正な管理戸数の維持及び整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、高齢者対策及び除雪問題についてお答えをいたします。市営住宅の除雪につきましては、空き家及びシルバーハウジング住宅を対象として市が対応しておりますけれども、そのほかにつきましては条例に規定する入居者の保管義務に基づき基本的には入居者に除排雪をお願いしているところであります。また、高齢者世帯の除排雪につきましては、名寄市高齢者自立支援事業に基づく除雪サービス等助成事業を利用することで対応していただいておりますが、昨年度は例年になく大雪により市内業者では対応が間に合わず、緊急的に職員で編成した救助班を団地巡回させ、空き家の除排雪や高齢者が入居する住宅で危険な状況である場合には除雪などの対応をしてまいりました。この中でも特に政策空き家の多い団地につきましては、冬期間内の除排雪が入居者の大きな負担となっていることは把握しておりますので、今後につきましても特に高齢者が入居する住宅に対しましては他の入居者との公平性を視野に入れながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、大項目の3、東日本大震災の入札への影響についての小項目1、労務単価引き上げの対応についてお答えいたします。今年度発注しております土木工事におきましては、本年4月改正により引き上げられた労務単価を使用し、設計積算を行い、工事発注をしております。主な道路整備事業につきましては、労務単価の上昇による工事費の高騰は約3%程度であり、交付金事業で工事を行っていることから、国より予算配分された内示額以内での施工としているため、増加した労務単価分の工事費の増加については施工延長を減少させるなどの対応をしております。また、本市の発注する道路事業につきましては、発注金額が数千



万円規模であり、工期においても数カ月の短期間であることから、積算時期の労務単価の変動の影響は少ないものと判断をしております。

次に、建築工事においては、発注する工事の設計単価につきまして4月の労務単価引き上げに伴い、単価の入れかえを行っておりますが、大規模の建築工事は工期が長期にわたることから、発注後に労務単価引き上げがあった場合については慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、小項目の2、資材、燃料などの引き上げの対応についてでございます。土木工事におきましては、工期が短いことから、工事で使用する砂利、生コンなどの材料においては顕著な価格の高騰はなく、燃料につきましても工事費全体に資する影響が少ないことから、支障はないものと判断をしております。また、建築工事においても同様に現時点では工事費全体に大きく影響する資材単価の上昇は確認されておりましたが、今後の物価動向を把握しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋経済部長。

○経済部長（高橋光男君） 私からは、大項目4、耕作放棄地の再生について、小項目1、耕作放棄地再生利用緊急対策について申し上げます。

現在国の事業では、食料及び農業をめぐる諸情勢が変化する中で国民に対する食料自給力を強化するためには、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図っていくことが重要であることから、耕作放棄地の再生利用する取り組みやこれに附帯する施設などの整備、農地利用調整、営農開始後のフォローアップなどの地域の取り組みを総合的、包括的に支援する対策事業として平成21年度から平成25年度までの5年間、耕作放棄地再生利用緊急対策事業が取り組まれております。名寄市における耕作放棄地として確認している農地については、約6ヘクタールとなっております。名寄市においては、農地所有者の事業要

望がなく、耕作放棄地再生利用緊急対策事業には取り組んでおりません。耕作放棄地対策を担う地域の担い手については、前年度行われた人・農地プラン策定に当たってのアンケート調査の中で10年後の地域農業の姿についての回答では、農地が利用されず、耕作放棄地が増大する186名、若年の農業者が減少し、高齢化が一層進む362名、地域の中心となる経営体がない183名、後継者のめどが立っていない347名との回答で、将来に不安を持っている農業者が多いと認識しております。さらに、平成22年の農林業センサスでの農業経営者年齢調べでは、60歳以上の経営者が全体の45%を占めており、そのうち後継者がいる経営者は16%となっております。また、平成20年から平成24年までの後継者及び新規参入者の数は39名となっており、近年の2カ年では19名の就農となっております。

名寄市の対策としては、中山間地域等直接支払交付金事業における集落協定に参加することによって農業生産条件の整備、生産性、収益性の向上活動、担い手の定着活動などの取り組み支援、さらに今年度より名称が変更しました経営所得安定対策事業では耕作放棄地対策を含め営農を継続することが認められる対象農地に対する再生利用交付金、担い手への農地集積推進事業として地域の中心となる経営体への集積に対する規模拡大交付金など担い手への支援に取り組んでおります。昨年策定した人・農地プランに基づき、次代の農業を担う意欲と能力のある担い手の育成のため農村青年組織の活動支援、農家子弟を初めUターンや農外からの新規参入者の受け入れなどにより地域農業の中心となる経営体を育成し、農作業受委託や農地集積を図り、耕作放棄地を発生させない取り組みを進めてまいります。今年度は、名寄市農業振興対策協議会に農村振興部会を設置し、関係機関による作業部会を設けて現状の農地の実態調査を行い、国の補助事業などの活用についても調査研究を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） ありがとうございます。再質問をさせていただきます。順番に沿ってやらさせていただきます。

まず、子供医療費の助成の部分であります。平成17年だったと思うのですけれども、1回やらせていただいたときに道議に周りを考えなさいというふうに言われて余り強くは言えなかったのですけれども、今の状況だとか北海道の状況を見てちょっとやはり名寄も、人口流出をするという部分はないとは思いますが、その影響も出るのかなという部分あります。しかし、先ほどお答えいただいたように名寄ひまわり子育てプランの中の保育所の2子から半額、3子から無料、そして幼稚園の就園奨励金では国の補助に従ってやっている等々、またひとり親家庭等々をやっておられます。やっぱり子育てというのは、いろんな部分で地域でも支えなければいけないでしょうし、私たち親も子供のために自分の息子、娘が孫ができたら応援をしていかないといけないというふうに思っていますけれども、医療費というのはやっぱり国が私たちが本当にやるべきだというふうに思っています。本当に医療費も含め、また児童手当も含め、国では公明党が推進して福祉の充実ということで全部やらせていただいた部分でありますし、教科書の無料化も公明党が推進させてもらった部分でありますけれども、先ほどゼロ歳から3歳まで706名、3歳から就学までが709名、そして小学校1年から3年まで712名、小学校4年から6年までが752名、そして中学校1年から3年まで688名というお答えをいただきました。今現状国と道の部分での医療費の助成、またひとり親の助成を行っています。昔は、きっと国と道は3分の2をお支払いしていただいてやっていたのですけれども、今現状どうなのかという部分と、ゼロ歳から3歳、また3歳から就学、1年から3年、3年から6年、そして中学校の方の

部分を分けてわかればいいですけれども、わからなければ全体でもしやるとしたらこれぐらいの予算は丸々かかりますというのがわかれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

まず、以前の制度設計でございますが、これは地方単独事業ということでございまして、国は一切かかわっておりませんでした。反対に国保の国庫負担等の削減をするというようなことも国はしております。それで、昔は道が3分の2、市町村が3分の1ということでありました。現在は、2分の1、2分の1ということで補助をしております。

また、今仮にゼロ歳から中学生まで無料化をした場合ということでございますが、これはいろいろ仮置き値を置いた試算でございますが、総体で6,882万2,844円ということで、平成23年度ベースで約その程度かかると考えております。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。道が2分の1、市町村が2分の1ということで大変な金額だというふうに、先ほどゼロ歳から3歳、そして就学までの部分で全体で約5,228万円ですよ、2つ合わせて。3,953万円と1,275万円……

（「ひとり親も入っている」と呼ぶ者あり）

○10番（高橋伸典議員） ひとり親。そして、その部分で5,228万円プラス全額助成をすれば6,882万円ですから、約1億2,110万円ぐらいになるということですか。その部分でいけば、やはり名寄市が6,000万円ぐらいの費用が丸々かかってしまうということなのではないでしょうか。丸々この6,882万円は名寄市の一般財源になるのか、先ほど言った5,228万円も名寄市の一般財源なのか、ちょっと後で教えていただきたいというふうに思います。

今回17年の部分もあったのですけれども、先々週下川で会合がありまして、安齋町長にお会い

をさせていただきました。そのときにバイオマス事業が大変好調で、五味温泉だとかいろんな施設の重油の燃料費等々を含めて約1,800万円ぐらい削減されるのですよと鼻を高々言われていました、それで高橋さん、子供医療費を15歳まで無料にして、給食費を1,000円にして、おむつ代2歳までただにしまして、幼稚園の費用を1割にするのですと言われたときに、いいなと思ったのです。うちの孫が今9カ月で、見るたびにかわいいなと思うのですけれども、質問には入れませんので、そういう部分でやはり子供への支援というのは必要なかなというふうに思いますし、音威子府、中川も子育ての事業をやっているのですよね。きっと下川さんはそういうバイオマスの部分で燃料の削減ができて行きたいのだというふうに言っていると思うのですけれども、音威子府だとか中川というのはきっとそういう部分はまだやっていないですし、一般財源だとかそういう部分を使ってやらざるを得ないのかなというふうに思うのです。名寄は、こういうふうに見ても全部でゼロ歳から小学校入るまでが1,415名の小学校で1,464、そして中学校で688ですから、音威子府だとか中川に比べたら雲泥の差の人数ですから、対応はなかなか難しいのかなと思うのですけれども、副市長として人口でそうなのか、それとも名寄はやはり先ほどこういう保育所だとか乳幼児の部分というのは道に従っていく、でも市立病院のように産科、そして小児科は365日休まず24時間体制で安心して暮らせるまちにしていくのだという思いでやっていると思うのですけれども、やっぱり違う部分なのか、中川だとか音威子府は、ちょっとお聞かせいただければいいかなというふうに思うのですけれども。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木副市長。

○副市長（佐々木雅之君） 担当のほうから聞いている話では、乳幼児医療の関係につきましてはどちらかというと高橋議員おっしゃるように拡大傾向にあるのかなというふうに考えています。こ

れは、首長さんの政策があったり、地域ニーズも含めて可能な限り少子化対策も含めてそれぞれの地域の実情に合わせて取り組まれているのではないかなと思っています。

それと、近隣の市町村がかなり前よりも進めてきた形で取り組んでおられることについては、大変素晴らしいなと思っております。ただ、財源の内訳の関係でいうと、総体的に人口規模が小さい、対象者が少ないということはもちろんあるのでしょうけれども、ここは平成21年から民主党政権が3年間で小規模自治体に対して地方交付税を配慮をすると、平成13年の小泉内閣のときには国の財政健全化をおもんばかって交付税の総額をできるだけ健全化の方向に向かわそうと、そういう中でありましたけれども、リーマンショックのあった平成20年、21年以降の交付税については別枠加算ということで総額ふえてきたと。そうすると、小規模自治体の財政が従前よりも少し柔軟な独自の取り組みができるような状況になったのではないのかなと、そんなふうに推測しています。

なお、私たちも市長を先頭にしながら、合併した市町村の課題として合併算定がえをしっかりとさらに支援をしてくれるような方向もということで要請をこの間してまいりました。今得ている情報では、24年度では人口密度が低いこと、合併によって面積が大きいこと、そこは森林も含めた大きな面積のあるところについてはまちづくりにさまざまなデメリットを持っているでしょうと、それは合併市町村に限らず、全国の市町村で人口密度が小さくて面積が大きいところについての支援という形で24年から起きましたので、その部分でいうと名寄でいうと約1億円切れるような金額、近隣では3億円とか4億円とかというふえた自治体もあるというふうに聞いています。どこかというのではなくて、そういう制度設計がされたということで旭川近郊の人口密度が比較的多くて面積のちっちゃいところは影響なし、ただ上川北部でいうと結構大きい影響があったのかなと。そ

の辺の財源を首長の裁量で医療施設、福祉施設とのバランスも含めながら多分取り組まれたのかなのかなと思っています。

今議員おっしゃったように、名寄市におきましてはもともと医療が充実していて、合併したことによって高齢者福祉も含めて相当施設の充実がありまして、そこを運営維持していくについては国の基準を持ち出すような形でもやらないとなかなかサービスが提供できないという、こんな状況もありましたので、この辺も踏まえて市長が政策判断をされて現在の乳幼児医療については道と協調補助でやっている現行水準でしっかり支えていきたいと、こんなふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 先ほど総体で、800万円程度と申し上げましたが、そのうち事業増につきましては先ほど申し上げました3,900万円を引きますと2,900万円程度の事業増となるところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） 合併算定がえ含めて民主党政権の中でちっちゃい市町村の人口密度が低いところ、また面積が大きいところはまちづくりの交付金が多目に行ったという部分で音威子府、また中川が医療費助成を進められたのかなという部分を言われたというふうに思うのですけれども、私もこの医療費に関しては本当に国がしっかりとやってほしいなというふうに思います。思うのですけれども、先ほど言ったいろんな経済状況含め、日本の借金が1,000兆円になったという部分を含めて社会保障の部分、年金または医療、福祉、介護、これから国民会議がスタートしてどのような形の国民への負担に変わっていくのかという部分も含めの話になりますけれども、やはり本当に国がしっかりとこの医療の部分を支え、また子育て、年金、福祉の部分を支えていかなければいけないというふうに思っています。

最後に、この医療費、今現状はやはり道の流れ

の中で医療費の助成は進めていただかなければいけないですし、これをやめられたことによって大変なことになってしまうと思うのですけれども、加藤市長としてはどういう思いでこの医療費の助成は持っていこうかな、現状は本当に今お聞きしたように病院の部分、そして高齢者施設が名寄市は195ですか、公設として持っていていろんな福祉の部分では住みよさランキングで出ているようにすばらしい名寄市だというふうに私も思っていますし、誇りを持って名寄市に住んでいただきたいというふうに思っております。今後この医療費含め、福祉含めて加藤市長としてどういうお考えなのか、ちょっとお聞かせをいただければいいのかなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 医療費の無償化のみならず、誰もが安心して子育てしやすい、生まれてから、そして最後の最後までこの地域で生まれ育ってきてよかったと言われる地域にしていきたいという願いは私も一緒でありますし、また私もまだ小学生に子供が2人いるという立場から当然そうしたニーズに応えたいという気持ちもないわけにはありませんが、一方で子育て支援そのものに関してはやはり国が果たさなければならぬ役割と地域が果たさなければならぬ役割とあると思っています。ざっくりと言うと、やっぱり国が現金的な給付であり、地方がサービスの給付であるということになるのだろうというふうに思います。その中で名寄市においては、先ほどの病院とか、あるいは子育て支援も含めて、また大学に幼児教育もあるということだとか、名寄市だからこそその誇れる子育て支援を今までも展開してきているのだというふうに思います。どうしても医療費の無償化だけにスポットを当てるとなかなか、やはり今のところ慎重に検討しなければならぬという思いが変わっておりません。

先ほど都道府県の話ありましたけれども、1972年から74年ぐらいの間にほとんどの都道府

県が市町村自治体と協調しての小児医療の助成の制度をスタートして、さらには2005年ぐらいから独自の単独での市町村がさらに拡大していくという市町村がだんだんふえていくという歴史の流れになっていますけれども、一貫してこの間出生率はずっと下がり続けているということで、加えて子供たちの健康状態が医療費が無償化になっているから好転しているかということ、そうしたデータを幾ら探しても出てこないという状況もあると。この医療費無償化ということは、果たして出生率の上昇ということにつながる政策になっているのかということ、いろいろな角度からもうちょっとやっぱり検証しなければならぬのかなというふうに個人的に思います。そうはいっても、子育て大変な世代にはやはりある程度の支援が必要だということは、私もそのとおりだと思っていますので、そうなってくるとやはりこれは現金的な給付ということになるから、ここは国がしっかりと支えていただきたいということで、今回道北9市の市長会で幼児教育の、中学生、義務教までの無償化に関しての政策提言を道、国のほうに出しているところであります。

今回の議会でも子ども・子育て会議の地方版の条例制定の審査をお願いしているところでありますけれども、今後もう少し幅広く国のほうで子育て全体の一括交付金化的なことがさらに進んでいくということになると、そうした会議の中で市民の皆さんに、さらにどういう地域でどういうところに配分していくのが望ましいのだろうということをもっと改めて議論しなくてはならないというふうに思っています。そうしたことで答えになっているかどうかわかりませんが、ぜひ今の私の考えということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） しっかりと子供の子育ての支援を、また高齢者、障害者の支援をお願い申し上げます。

次に、時間がありませんので、進みたいというふうに思います。市営住宅の空き家の対策についてちょっとお伺いいたします。この質問のときに空き家の状況の部分いただきました。新北斗で古いほうで56.8%、政策空き家が50軒、そして北斗団地のほうで53.4%、95軒、145軒あいていると。また、風連のほうでは、西町団地で昭和48年から49年に建てたものが32戸あるものが19戸政策空き家になっていると、59.4%であると。そして、今回相談受けた瑞生団地が50年から54年、35%ということで35軒の方が政策空き家として入っておられないというふうになっています。この空き家の中で入居していないところに、先ほど言ったように西町団地ですか、は水洗化をされていないので、個々に聞き取りをしてこちらに移ってほしいというふうにしているというのですけれども、その方々というのは、西町団地は19世帯おられるのですけれども、高齢化が相当進んでいるからだというふうに思うのですけれども、きっと強制ですから市として3万円でしたか、の引っ越し代を出して引っ越ししてくれということなのですけれども、やはり古いところに愛着があるのか移動するのに嫌だとかという、そういう部分だと思うのですけれども、どういふことで移動できないのか、きっとまだいいところがたくさん、風連にあきが相当ありますから、西町団地だとか瑞生団地の方のところ、あいているところに移ればある程度歯抜けはなくなって除雪対策だとかという部分は解消できるのかなという部分に思うのですけれども、そこら辺の政策、対策、またその入っている方々の思いというのはどうなのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 長内建設水道部長。

○建設水道部長（長内和明君） 瑞生団地ということで今お話を伺いましたけれども、まず政策空き家の中で今意向調査を毎年やっております、意向調査の中ではやはりもう高齢化になっている

ということで、まず動きたくない、やはりこの場所がいいということで、それでなかなか動きたくないというのが1つあります。もう一つは、動くやはりどうしてもお金が、家賃が上がるという可能性が当然出てきますので、そこも含めてできればこのままいたいというのがその意向調査の中身になっております。今西町団地につきましては、72戸総体ありまして、そのうち40戸はもう建てかえ済みになっております。残り32戸につきましては、これは旧風連町時代から用途廃止ということになっておりまして、合併してそのまま引き継いだ形になりますけれども、そういった中では先ほどから質問ありますように歯抜け状態に実はなっておりまして、そこも含めて意向調査をしております。一応計画的には、平成28年から平成31年の間に西町32戸については用途廃止をしたいということをお願いをしている状況でありますけれども、なかなか先ほど言った経緯もありまして動いていただけないというのが1つあります。

今議員が言われる総体的にあいているところにみんな入れれば歯抜け解消になるのでないかというお話、除雪も一気にということなのですけれども、あくまでも政策空き家ということで、やはり建てかえるか、あと廃止にするかということの政策空き家ですので、そこに入れるとなりますと、何年も人が入っておりませんので、当然人が入るように改修をしなければいけません。また、その分維持費がかかりますし、それともう一つは先ほど言った移転補償が当然出てきます。移転補償は、建てかえがある場合については移転補償は見られますと、だけれどもそれない場合については移転補償見られないことで公営住宅法の中で当然うたわれております。建てかえの推進ということで国のほうでも移転補償については50%の補助もいただいていると、そんな状況もありまして、なかなか政策空き家のところに入れるということにはなりませんし、それと居住権、居住権という言葉

はないのですけれども、居住する権利というものが当然出てくると思いますので、そうなりますと法的には非常に難しいかなと、そう考えています。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○10番（高橋伸典議員） わかりました。まず、風連行っても名寄の北斗団地行っても窓にコンパネが張っている自体で相当やっぱり厳しいのかなというふうに思いますので、しっかりとお願いいたします。

時間がありませんので、まず東日本大震災の入札の部分でありますけれども、大変懸念をされています。工事業者は、人がいない、資材が足りない、人件費が上がって、新しいところもとれないという部分でありますし、きょうの新聞ですか、美深が5月28日に入札あったものがきょうの新聞で1億1,000万円の修正金額で載っております。こういう状況で入札をするのも、また工事が始まってやっぱり資材単価含めて上がるのも大変だというふうに言われておりますので、しっかり業者のほう見て指導していってあげてほしいなというふうに思います。

耕作放棄地は、農業の生産者が先ほど山田議員が言ったように65歳以上が三十何%、もうあと何年かしたらほとんどの農家の方がやめて耕作放棄地がふえるというふうに言われておりますので、市の政策としてしっかり見ていただくことをお願いして、質問終えさせていただきます。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設行政について外2件を、佐々木寿議員。

○11番（佐々木 寿議員） ただいま議長より

御指名を受けましたので、さきの通告に従い質問いたしてまいります。質問の中できのうの質問と重複する部分があると思われませんが、御答弁のほどよろしく願いいたします。

まず、第1点目は、経済建設行政から4項目について質問をいたします。初めに、公共施設の燃料、電気等の料金値上げに伴う対応について伺います。北海道電力は、経済産業大臣に対して電気料金値上げを申請いたしました。これにより暮らしや経済に与える影響は、厳しい状況を考えられます。規制部門では、本年9月1日から平均10.2%の値上げを、また自由化部門についても同日から平均13.46%の値上げとなる数値が示されております。公共施設には多量の燃料、電気が必然的に消費されておりますが、対応をどのように取り組まれるのか伺います。

次に、地元企業の受注について伺います。昨今の長引く景気低迷、公共工事の減少等により地元建設企業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっております。地元企業の受注及びその受注量の確保が地域経済の活性化、雇用の維持確保や技術力向上を図るため重要であります。そこで、受注意欲が反映される条件つき一般競争入札、下請契約の適正化等、また公共工事の施工に伴う工事用資材の調達及び下請業者の選定に当たっては地元企業の活用を建設業者、団体に要請するほか、特に元請負人等に対して可能な限り地元企業を活用するよう要請など、比較的條件は前向きになっておりますけれども、一方で将来の大型事業の見込みのない環境の中で地元企業の受注が減少されることが憂慮されますが、見解を伺います。

次に、不法投棄について伺います。先般不法投棄の記事がありました。不法投棄は、さまざまな法的問題を生じさせます。リサイクル料金が高くない、誰かが処理してくれるだろうという安易な気持ちで不法投棄がなされております。それにより、不法投棄された廃棄物を処理する多額の処分費用の支出を余儀なくされております。ごみ

が定められた場所以外、例えば山林や河川敷等に不法に廃棄され、環境破壊を招きます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、廃棄物は排出者が自己管理するか一定の資格を持つ処理業者に委託しなければならないとされているが、不法投棄の防止や原状回復のための取り組みをどうされているのか伺います。

次に、パーソントリップ調査について伺います。市民の移動目的、交通手段はどうなっているのか、これを調査するパーソントリップ調査があります。これを行うことによって地域全体の交通量を数量的に扱うだけでなく、乗りかえを含めた交通手段の分担等の検討が可能になります。これにより都市計画、交通対策、防災計画、環境改善、広域で調査すれば広域観光の基礎資料が期待できます。快適で住みやすいまちづくりに活用すべきと考えますが、その見解を伺います。

2点目は、市民の健康について、初めにがん対策について伺います。国のほうでもがん対策推進基本計画が24年度から28年までの5年間を対象として策定されました。がんには早く見つけて治療すれば治るがんがありますし、治療も随分と進んできました。治せるがんを早くに見つけるためにもがん検診の受診率向上に向けた取り組みは大変重要で、今年度の予算にがん検診事業3,200万円ほどが計上されております。がん検診受診率への効果的な対策を考えるためにも、まず現状把握に取り組むべきと考えます。そこで、職域におけるがん検診の位置づけ、受診状況、受診率の向上のために行政としてどのように取り組んでいるのか、見解を伺います。

次に、若年者の精神疾患、精神保健福祉について伺います。厚生労働省が精神疾患を5大疾患とし、医療計画の必須事項となりました。とりわけ若年層については、重要にもかかわらず支援が十分に行き届いていない領域と言われております。若年者の苦しんでいる状況を何とかしたいという切実な声も届いております。精神疾患を早く見つ

けて早く支援を行うことが大切です。そのために内科医の研修の充実、医療機関だけでなく民間事業者が行われている事例もあり、サポート体制の再認識等、若年層を対象とした医療と福祉の連携は必要不可欠です。どのように取り組まれているのか、見解を伺います。

3点目は、伝統、文化について伺います。名寄岩生誕100年に伴う見解について伺います。大関名寄岩生誕80周年記念事業が平成6年8月6日に各部屋の大相撲関取集、行司、スタッフ等が来名し、スポーツセンター内特設土俵において盛大にとり行われました。四股名、名寄岩の由来は、郷土の名寄と名字の岩壁の岩をあわせて、親方が与えようとした別の四股名を断り、みずから名づけたと言われております。郷土の名を全国に広めた第一人者、元大関名寄岩であります。名寄博物館では、常設展示室内に名寄岩コーナーを設け、名寄岩の化粧回しや板番付、愛用品などを展示しております。また、博物館2階の研究室には名寄岩に関する新聞、雑誌記事等、図書、写真、整理保管されておりますが、生誕100周年を記念して郷土の力士をよみがえらせ、名寄岩の功績をたたえるべきと考えますが、見解を伺います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 佐々木議員からは、大項目3点にわたる質問をいただきました。大項目1の小項目1と2及び4につきましては私から、小項目3は市民部長から、大項目の2は健康福祉部長から、大項目3は教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

まず、公共施設の燃料、電気料金の値上げに伴う市の対応についてお答えをいたします。御案内のとおり、道内電力会社では本年9月1日から規制部門である家庭向け電気料金を平均10.2%値上げする申請を行い、政府の認可が要らない自由化部門の企業向け電気料金を平均13.46%値上げする考えを示しております。値上げの要因につ

きましては、全面停止しております泊原発のかわりに火力発電所の稼働率を高めたため重油などの燃料費がかさみ、経営が悪化したためのものと説明しております。今般の円安の影響に伴う輸入燃料の価格高騰によりさらなる引き上げも加わることとあります。今後規制部門の値上げについて申請を受理しました経済産業省で申請内容の審査や公聴会、消費者庁との協議を経て当該値上げについて経済産業大臣が判断することとなっております。自由化部門の値上げも規制部門の内容を考慮して決定されることとあります。本市といたしましては、この値上げにおける公共施設や御家庭への影響を踏まえ、さまざまな機会を通じて企業努力により値上げの取りやめか、少なくとも値上げ幅を圧縮するよう求めていきます。また、石油や電気に限らず、エネルギー全般におきまして節約に努めることが最善の対応策と考えるところであり、これまでの節電の取り組みをさらに継続実施するとともに、ハイブリッド公用車の導入でありますとか、普通自動車から軽自動車への切りかえ、さらには公用自転車の活用を進めることで対応してまいりたいと考えております。

続きまして、地元企業への発注の取り組み状況についてであります。議員の御指摘のとおり地域経済の活性化や地元企業の技術力の向上、経営の安定化や雇用の確保などの点から地元企業へ優先的に発注するよう取り組んでおります。少額の修繕工事や物品の購入のほか、条件つき一般競争入札などの制度を活用しながら取り組んでおりますが、特殊な技術力を要する工事や専門的な知識が必要な物品などにつきましては市外業者と契約する場合がありますけれども、原則的には市内業者との契約を進めているところとあります。今後におきましても公正かつ自由な競争を確保しながら、地元企業の優先的な受注機会の拡大に努めてまいります。また、このことが市内経済の発展につながり、名寄市の財政にも好影響を与えるものと考えております。



続きまして、パーソントリップ調査について申し上げます。パーソントリップ調査につきましては、一定の圏域における人の動きに着目し、交通実態を調査する手法で、個人の1日における移動状況の把握を通じてどの交通機関がどのような人によっていつどのような目的で利用されているか調査するものであります。この調査は、多様な交通機関を有する大都市圏において効果的とされ、道内におきましては北海道が事業主体となり、札幌を中心とする道央都市圏、函館市を中心とする函館都市圏や旭川を中心とする旭川都市圏などで実施されているのが現状であります。このことから、近隣自治体を含めた圏域の規模や限られた交通機関となる本市におきましては、現段階でパーソントリップ調査を実施するには至っておりませんが、都市計画における都市計画マスタープランを初め、地域公共交通総合連携計画、地域防災計画や観光振興計画などの基礎調査を踏まえた各種計画などもあり、こうした計画等の実効性及び北海道の動向も踏まえ、今後研究を進めてまいりたいと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私からは、大項目1、経済建設行政について、小項目（3）、不法投棄についてお答えいたします。

平成13年度の家電リサイクル法の施行以来、ごみ処理料の有料化、地デジ移行により電化製品を中心に不法投棄が増加しております。本市が不法投棄により処理した件数及び経費は、平成23年度ではテレビを22台、パソコン類11台、タイヤ119本を処理し、約15万円、平成24年度ではテレビ21台、冷蔵庫5台、洗濯機5台を処理し、約10万円、今年度では既にテレビ25台、冷蔵庫4台、タイヤ80本を処理し、約10万円を支出しているところであります。これは、あくまで市が処分した不法投棄の状況で、実際には市が処分できない土地所有者が明らかな民地に

おける投棄、また人目につきにくい場所への投棄から不法投棄の全体件数はもっと多いものと思います。不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されており、違反者には罰則があります。また、この法律により、土地所有者はその土地において不法投棄を発見した場合は通報の努力義務を規定しております。土地の所有者のみならず、民地への不法投棄については市民を挙げて注視し、安易な行為ができない環境づくりが必要と考えます。本市では、職員によるパトロール、防止看板の設置などの防止策を初め、警察と協力し、不法投棄者の摘発に努力しております。さらには、毎年道が上川地域廃棄物不法処理対策戦略会議を開催し、環境月間、廃棄物適正処理推進月間を設けて活動しております。これらの月間に合わせ、パトロールを実施するとともに、市広報で廃棄物適正処理推進月間の周知をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目2の市民の健康について申し上げます。

初めに、小項目1のがん対策について申し上げます。名寄市の平成23年度のがんによる死亡者数は97人で、全死亡者数の27.4%を占め、死因第1位となっており、約3人に1人ががんで死亡していることから、がん予防対策が重要な課題となっております。現在名寄市におけるがん予防対策といたしましては、平成25年3月に策定いたしました名寄市健康増進計画健康なよろ21第2次に基づき対策を推進しております。具体的には、がんによる死亡を防ぐために生活習慣の改善のほか、最も重要なことはがんの早期発見、早期治療であることから、特にがん検診受診率の向上に向け、特定の年齢の方に平成21年度からは乳がん、子宮がん検診、さらに平成23年度からは大腸がん検診の無料クーポン券や手帳を配付し、初回受診者の拡大に努めてきております。また、国は、胃、肺、大腸、乳がん検診を40歳以上、

子宮がん検診は20歳以上を対象としておりますが、本市独自策として胃、肺、大腸がん検診の対象年齢を国の制度より5歳引き下げ、35歳から受診可能とし、さらに名寄市国民健康保険加入者は30歳以上から無料で受診できるよう若い世代からの受診勧奨に努めてきております。平成23年度がん検診受診率は、胃がん16.5%、全国9.2%、全道10.8%、肺がん19.2%、全国17%、全道11.5%、大腸がん20.0%、全国18.0%、全道15.9%、乳がん23.9%、全国18.3%、全道25.4%、子宮がん24.9%、全国23.9%、全道29.2%と乳がん、子宮がんが全道よりも低いものの、その他のがん検診の受診率は全国、全道よりも高くなっております。しかし、国の目標とする受診率は、胃、肺、大腸がん検診は40%、乳がん、子宮がん検診が50%となっており、休日検診や通年で受診可能な個人検診の導入など受診しやすい体制づくりを図ってきております。

また、毎年市のがん検診で10人以上の方ががんが発見され、進行度が判明しているがんのうち約8割が自覚症状のない早期段階で発見され、治療を開始し、回復されております。そのため、自覚症状がなくても定期的ながん検診を受けることは大変重要なことと考え、電話、家庭訪問、健康相談、健康教室、健康イベントなどあらゆる機会において受診の勧奨を行ってきております。そうした取り組みの中では、日々の忙しさや自覚症状がなく、健康を理由に未受診となっている声も聞かれるため、自分の健康は自分で守るという意識を持って生涯を通じた健康づくりに取り組んでいただけるよう、今後もがん予防の正しい知識の普及啓発をさらに推進し、地域の保健推進委員の協力を得ながら受診率の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、小項目2の若者の精神疾患、精神保健福祉について申し上げます。最初に、本市における5月31日現在の精神保健福祉手帳の交付状況に

ついて申し上げます。1級17人、2級123人、3級32人の合計172人となっております。また、自立支援医療受給者証は、5月31日現在で509人の方に交付し、医療サービスを受けていただいております。精神疾患を最も発病しやすいのは、10代から20代の若者と言われております。この時期は、その後の人生で重要となる学力や対人関係能力、生活能力などを発達させる重要な時期となります。そのため、この時期に精神的な不調や障害を抱えながら相談や支援、治療などが受けられずにいる場合、症状や障害が重症化、慢性化すると考えられております。このような中、悩みを抱えた若者が保護者や教師に不安や悩みを打ち明けられずにいる状況を少しでも解消できるよう、市内の3つの中学校には心の教室相談員を配置して心のケアに努めております。また、小学校では、養護教員が児童や保護者のケアを行いながら、必要と判断されれば各相談窓口などへの連絡を行うなど、精神疾患の早期発見と適切な治療へと継続的に連携をしている状況にあります。

また、地域におきましては、心の病気のある方やその保護者、介護者など、日常生活を初めとしたさまざまな相談に応じるために市役所窓口や精神障害者相談員、さらには24時間対応のできる指定相談支援事業所のみどりの郷と道北地域生活支援センターの2カ所には専門の職員がおり、気軽に相談することができる場の提供を行っております。相談後は、相談内容に合わせて医療機関や保健福祉関係者と連携を図りながら、心の病気がある方が安心して生活することができるように居宅介護や短期入所など継続的な支援を行っております。また、地域活動支援センターとして地域活動支援センター「いきぬき」と地域活動支援センター陽だまりの2カ所は、若年者の方が気軽に相談のできる窓口や障害などによって働くことが困難な障害者の日中の活動をサポートする施設として相談を受け付けております。また、名寄市立総合病院では、心療内科、精神科、神経内科の診療

が行われており、精神科ではリハビリテーションの充実を推進し、外来患者に対する精神科ケアや医療、福祉制度についての相談窓口による支援を行っております。今年度から名寄市障害者自立支援協議会に相談支援・権利擁護部会と就労支援部会を設け、名寄市立総合病院の精神科リハビリテーション室のスタッフにも委員に加わっていただきましたので、今後さらなる連携を図ってまいりたいと考えております。今後もこれらの取り組みを通し、若年者の精神疾患を早期に発見し、早期に治療することにより、今後の人生が健康に生活できるよう支援の継続に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） 私のほうからは、大項目3、伝統、文化について、名寄岩生誕100年に伴う見解についてお答えをいたします。

名寄出身である名寄岩関は、戦前から戦後にかけて活躍した名力士で、努力家で真面目な人柄と波乱に満ちた相撲人生は多くのファンの共感を呼び、人気力士でありました。今でも年配の方から大関名寄岩の名寄ですかと言われるほど、全国に名寄の名前を広めた功労者でもあります。名寄市では、名寄相撲協会などの協力を得ながら、昭和56年に名寄岩の逝去10年に当たりスポーツセンターの前庭に顕彰銅像を建立したのを初め、名寄で過ごしたゆかりの地の説明看板の設置や北国博物館の常設展示室には名寄岩コーナーを設け、ゆかりの品を展示をし、その功績を広く紹介するなど顕彰に努めております。生誕事業といたしましては、平成6年に実行委員会による生誕80年記念事業として、御遺族、立浪部屋関係者を招いてのしのぶ会、相撲大会、展示会、「涙の敢闘賞」の上映会などを行いました。平成16年には北国博物館において「名寄岩生誕90年展」と題して力士としての功績だけではなく、相撲取りとしてのエピソードや人柄を示すエピソード集を配

布するなど、収蔵品の中から90点を紹介をいたしました。北国博物館では、ゆかりの品35点を初め、写真94点、文献47点、新聞資料540点など、700点を超える名寄岩の資料を貯蔵しております。平成26年9月には名寄岩生誕100年となりますので、名寄岩関が残した多くの功績をたたえ、収蔵品や資料の展示などにより企画展を開催をしてその偉業を改めて振り返り、長く後世に伝えてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それでは、御答弁をいただきましたので、何点かについて再質問させていただきます。

まず、公共施設の燃料と電気料の値上げについてでございますけれども、昨日の試算によりますと24年で炭化センターでは450万円ぐらい、あるいは市立病院では800万円ぐらいというふうに伺っておりますけれども、この差に関して、これはいつどのような形で決定をしてどういうふうな形で進めているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 昨日お答えをいたしましたそれぞれの影響額につきましては、今般北海道電力が平成24年度の使用料をもとにそれぞれの事業所について試算をされた数字を私どもいただいたということでありまして、本市たくさんの公共施設抱えておりまして、特に影響が大きいところ等も含めて情報提供させていただいております。今議員のほうからありましたとおり私ども直接抱える施設だけで1,500万円程度の影響と、そして今御指摘のありました市立病院、それから炭化センター等含めて総計でおおむね2,750万円程度の電気料の上乗せが必要になると、こんな試算もいただいております。大変大きな影響というふうに判断しております。この間、去年は特に電力需給が拮抗しているということも含めて節電の

要請が具体的な形でありましたけれども、昨年実績でおおむね施設トータルとしまして5.6%ほどの節電を実施できたということがありますので、こともしっかりそれを踏襲する形で節電について対応してまいりたいと思いますけれども、それをもってなおかつ電気料金の値上げで2,750万円の増ということでありますから、これ以上金額的に下げるといふ、対応するということとはなかなか難しいかなというふうに思っておりますけれども、昨年以上にひとつ努力をしながら節電に努めてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） この電気料に関しては、本当に連日のように報道されておまして、消費者の不満がたらたらなのでありますけれども、御答弁にありましたように原発事故後、これは電気料が上がったとしても原発はなくしたほうがいいのではないかと議論もありました。しかしながら、現実には電気料金が値上げされると反対が今度は逆にだめだというように激しくなっておりますけれども、そこで北電の市民に対する対応についてですが、きのう大石議員からも市民生活の影響と対応について伺っておりますけれども、その部分には触れないように質問いたしますが、ただ市民の方々個別の影響額はどのぐらいあるのかなとか、あるいは不安があるのではないかなと、こういうふうに思っております。それで、北電はどのように対応されるのか、あるいは個別の試算をやってくれるのか、そのことについては何か伺っておりますか、北電から。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） この間北電のお話を聞きますと、それぞれ公聴会でありますとか市民説明会を開催をするということでありまして、これは、来週の17日でしたか、6月17日にも説明会があるというお話でありますけれども、この説明会につきましては個人のお宅というよりは大きな事業所を対象にそれぞれ説明をされるという

お話もちょっと聞いておまして、個人のお宅の影響額につきましては今後北電側からそれぞれ情報提供されるという私ども認識を持っておりますけれども、できれば、もしそういうことがある意味なされないとするならば、ぜひそういうこともやっていただいてしっかりとした値上げの情報を市民の皆さんにお伝えしたいと、こんなお願いもぜひしてまいりたいというふうに考えております。また、あわせて北電から常に情報いただくというお約束もさせていただいておりますので、必要であれば私どものホームページを使いましてそういった情報も含めてぜひ市民の皆さんには御提供申し上げたいと、そんなふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 先ほどちょっと補正について言ったのですけれども、例えば公営の施設の利用料金の値上げ、これは例えば上下水道料金の値上げをすとかという、こういうふうなことについて、あるいは老人クラブ等の準公設の施設、公共施設、これについては補正とか何かは考えておられるのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今般の値上げで電気料金含めて維持管理費が相当増嵩するということは、おおむね承知をしておりますけれども、現在のところ計画としては特に公共施設等の使用料についての値上げの予定はありません。今後維持管理費が増嵩するというので、どの程度実際に維持管理費の影響があるか実態を見ながら、その辺については将来に向けての検討というのは出てくる可能性がありますけれども、現時点での特に電気のいわゆる使用料に係る部分での値上げの予定はしてございません。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 例えば老人クラブの準公共施設というものの補正は、考えはどうか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 補正の対応ということで、9月から予定どおり値上げが実施をされるということであれば、これが申請どおりの値上げ幅になるのか、もしくは圧縮されるのか、その辺でトータルとして年間にかかる電気の使用料、料金の金額というのは変わってくるわけですが、当面は現状の予算の枠の中で、需用費として持った枠がございますから、それで当面は対応するというので、もしそれで不足をするということであれば、年度末に向かって一定程度補正対応必要になってくるかなということを考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

街路灯とか何かいろいろとあるのですけれども、そういう場合のあれというのは結構かかる、総合的に最終的には3月ぐらいに補正のことになるのだと思いますけれども、こういう時期だからこそひとつ炭化センターの熱量を電力に転換するとか、そういう電力の開発、あるいは総括的に電力のエネルギーについての考え方というのは現段階でどういふふうな考え方を持っているのか、現段階でわかればちょっと受けたいと思いますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 私のほうから炭化センターにかかわって答弁させていただきます。

炭化センターの熱量を利用してというお話でございますが、炭化センターにおいては炭化をする工程の中でダイオキシン類を分離をする際に熱が出ると、その熱を利用して温水による発電装置を利用してということなのですが、現在の炭化センターの現有施設では水の量の関係で発電装置自体が対応できるものがないということで、現有施設では対応できないというふうに考えています。また、発電装置自体が技術改良が進んで少ない水量で多くの電力がつけられるということになった場合も相当安価な商品でないと採算はとれないのか

なというふうに考えているところです。

私から以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） それでは、次の項目に移らせていただきますが、地元企業の受注について伺います。

今本道の経済というのは、一部足踏み感があるものの、全体的に持ち直しの傾向が見られるというふうに言われているのですけれども、個人消費や公共工事は横ばい、雇用情勢については回復基調にあるものの、まだまだ全国的から比較しますと厳しい状況にあって、名寄地方も同様に厳しい環境の中で一定量の公共事業の予算を計上しておりますけれども、地元企業のために年度当初から工事の執行に努めていると思っておりますけれども、執行に当たって当初の予算に計上した工事量の何%ぐらい発注率を目標として考えているのか伺いたいと思っておりますけれども。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、早期の発注に努めていると。これは、一貫した私どもの姿勢でありますけれども、このごろ大きな公共事業につきましては主に交付金事業という形で国の交付金を活用した事業が非常に多くなっているということがありまして、そうすると交付金の内示をもらってからの発注になるということで、これが時期としてはなかなか見定めがしにくいという状況が近ごろ続いておりまして、なかなか年度当初から具体的に目標値を持った発注というのは実は今のところ行っておりません。しかしながら、早期発注に心がけるということで原課もそれぞれ積算を早めたりとか、さまざまな事務手続につきましては早い段階からやっているということもありまして、これは平成24年度の実績でありますけれども、4月から6月までの間に工事でありますとか、委託事業でありますとか、トータルしますとおおむね全体の工事量の44%は4月から6月で発注をして

いと。そして、9月までにはおおむね8割近い事業発注をしているということで、それぞれ私どもの基本的な考え方であります早期発注がある意味しっかり考え方としてやられているということをお答えしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

それで、入札に関係して格付に関してちょっと見解を伺いたいと思いますが、技術評定数値、これは前年度及び前々年度ですか、参加できなかった企業は評定値が下がって入札参加資格ができないのではないかと、こういうふうだんだん点数が少なくなつて、あるいはまた社会的要素にかかわる付与点数なのですけれども、これ除雪オペレーターとか、あるいはひとり暮らしの老人の方の家の前を特に丁寧に除雪するように心がけて除雪をしたり、あるいは町内会事業で建設業者がオペレーターつきで機材を貸してくれた、特にこんなことも例がありまして、こういうような地域からは大変感謝されている企業をやっぱり高く評価すべきではないかと、こういうふうになっているのですが、付与点数に対する考え、もっと具体的な考え方で多少広げられないのかということと、それから地域コミュニティーに積極的に企業が参加した、この評価、これも本当に評価をして付与点数に反映してもらいたいというふうなことに思っておりますけれども、その辺の見解を伺いたい。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 業者の皆さんの格付につきましては、それぞれ総合評価値というものを設けて、工事であればAランク、Bランクというふうに格付をしております。それで、今社会貢献のお話もありましたけれども、実は私どももう既に社会貢献による業者の皆さんに対する点数を付与しておりまして、これが最終的な総合評定につながってくるということにもなります。この間事業者の皆さんも積極的に社会貢献を行っていた

だいて、それぞれみずから企業の価値を上げているということを行っております。今ちょっとお話のありました除雪などに建設業者の皆さんが協力をされているということがありまして、これにつきましても当然社会貢献という要素は間違いなく入っておりますので、そういったことを私どもに申請していただければ、当然社会貢献上の点数が付与されるということになります。考え方としましては、社会貢献と一言言いましても相当の幅の広い要素を持っておりますけれども、単一の町内会に対応される場合であっても基本的に市民の皆さんへの貢献というふうにみなすということで、私どももある意味弾力的な運用しておりますので、ぜひ業者の皆さんにも積極的な形で社会貢献の事業をお願いをしているというところであります。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） 社会貢献というか、それは年に3回とか2回とかと点数配分されているのですけれども、それも回数とか細分化というようなことももう少し検討していただいたらもっと参加する人が多くなるのではないかなと私は考えておりますので、今後検討していただいて、今までどおりでいいのならそれはしようがないですけれども、私はそういうふうにもうちょっと角度を広げたほうが参加しやすいのではないかなと考えております。

それから、いよいよ発注して、例えば分割発注についてちょっと見解を伺いたいのですが、工事を例えば細かく分割することによって資材の注文とか建設機械の有効活用がなくて結局は工事予定価格よりも、積算よりも高くなるのではないかと、いうふうに考えるのですけれども、その辺の見解というのはどういうふうに考えているのですか。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷総務部長。

○総務部長（扇谷茂幸君） 今御指摘のありましたとおり、工事を分割をして発注する場合にはそれぞれまた改めての積算ということになりますから、結果として経費等含めて工事費が割高になる

という可能性はもちろんございます。しかしながら、一方ではできるだけ分離発注を行うことによって業者の皆さんの受注機会は間違いなくふえるということがありますから、私どもとしてはそれは一定程度おおむね予算の枠ということの考えはありますけれども、できるだけ分割して分離発注をしながら業者の皆さんの受注機会の拡大に努めているという実態がございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

ちょっと角度を変えて違う別な意味からの見解を伺いたと思いますけれども、今内地のほうで業態転換をしているということがあります。その中で仕事の量に比べて業者がなかなか入札に入れない、だんだん仕事もできないというような状況で、これも今後続くと思っておりますけれども、市内の業者で、例えばそういう内地あたりなんか農業のほうに参入して全く予備知識なくて失敗した例もあるようですけれども、あくまでも企業自身の方針によるのですけれども、新たなビジネスを起こすという観点から相談窓口とか、あるいはアドバイスのための関係部局と連携をしての検討の場というのが考えられるのですけれども、それについてちょっと見解を伺いたと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 常本営業戦略室長。

○営業戦略室長（常本史之君） 新たなビジネスを起こすとの観点からの相談窓口、そしてアドバイスのための関係部局が連携しての検討の場についての見解ということでございますけれども、本市といたしましては経営の安定と企業体質の強化支援を図ることを目的といたしまして、中小企業指導事業として商工会議所における中小企業相談所に対する補助を行っております、御質問いただきました内容につきましてもそこで相談を受けられるという体制は整えられておりますので、そこがまず基本になるというふうに考えております。その上で私ども営業戦略室におきましては、企業立地促進条例ですとか中小企業振興条例に基づき

ます支援制度等についての相談をお受けいたしますし、他部局に関係する内容がございましたら、当然関係部局と連携をして対応させていただくということは考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。これからいろんな角度でやらなければいかぬ時代になってきたのかなというふうに考えております。そういうところは、しっかりとアドバイスやら、あるいは相談やら、あるいはデータを持って対応していただきたいと、こういうふうにも思っております。

それからあと、次に不法投棄についてですけれども、これはやっぱり監視の目、御答弁されましたように監視の目というのが本当に必要なのですけれども、これはやっぱり町内会とか、本当に市民の方々、散歩している方々に協力をいただいて通報の義務をもらうようなPRをしていったらいいのではないかなと思いますけれども、何か見解があれば伺いたしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村市民部長。

○市民部長（中村勝己君） 不法投棄についてということで、通報義務をというようなお話でありましたが、今の現在の法律でいえば、土地の所有者あるいは管理者が自分の土地に不法投棄された場合については通報の義務がありますということになっております。議員がおっしゃられるように、町内会であるとか、あるいは通行人の方に通報義務ということでもありますけれども、このことについてはなかなかそこまで義務的なものについてはつくることは難しいのかなと思っております、町内会におかれましては雪解けの5月からは町内会でそれぞれ清掃週間も持っていていただいております。そのときに各町内会については一通り不法投棄がないのか、その辺を確認をいただいて通報いただくというようなことでお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。なるべく御答弁にありましたように監視の目を拡大して、やっぱりきれいな環境をつくっておくべきだと。将来の観光のところで、この名寄のいいところは本当に自然がすごくいいところだと思いますので、その辺も含めてしっかりとした体制を組んでもらいたい、このように思います。

パーソントリップについては、ぜひ進めていただきたいと思えます。

次に、がん対策については、がんと就労問題の法制化ということで、現在自治体でもがん罹患と、それから就労に関する条例が生まれ始めて、2011年の春には4つの自治体が制定をしているわけです。特に京都府では、第6条に事業者の役割において「従業員ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療し、又は療養することができる環境」、「従業員の家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、当該家族を看護することができる環境」などというふうに就労問題を法制化しているところがあります。これについての見解はお持ちですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） お答えします。

国のがん対策推進計画を踏まえまして、北海道はがんに負けない社会の実現を目指しまして、がん対策を推進するために北海道がん対策推進計画を平成25年3月に策定しております。この計画において4月から名寄市立総合病院が北海道がん診療連携指定病院に指定されたところでありますが、道のがん対策推進条例の中には事業者の責務といたしまして「従業員又はその家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療を受け、若しくは療養し、又はその家族を看護し、若しくは介護することができるような必要な雇用の環境の整備に努めるものとする」と

うたわれてございますので、今後本市といたしましても道の施策を注視しながら市として協力できるところを推進してまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。

もう一点、がんについて、がんサバイバーというのがあるのですけれども、罹患されてこうなつたと。これに関して今この名寄でそういうようながんを罹患されておいて、あるいはがんと闘っている中でそうやって自分で闘っている方がおられると思うのですが、そういう方がテレビあたりなんかでも出たのですが、この間のNHKの朝の番組で、それはがん患者でなければわからないようなこと、心の病がほとんどなのですけれども、あるいは治療の面でもそうですけれども、そういうようながんサバイバーの実態というのは名寄ではどういうふうなことになっていきますか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 名寄の実態につきましては承知しておりませんが、我が国でがんと診断された方の5年生存率は54%に達しておりますので、もはやがんは死に直結する病ではなくて、長くつき合っていく慢性的な病気ということでございます。がんと診断された方が社会人として長期的な自己実現を目指すがんサバイバーシッップの考え方が重要視されるようになってきております。がん診断後の日常生活において、先ほど議員がおっしゃられましたとおり雇用の面が一番大切なことだと考えております。しかし、実際にはがん治療を受ける本人や御家族は就業の場面でさまざまな困難に当たられていると考えておりますので、先ほど申し上げました北海道のがん条例に基づき各企業におかれましては適切に対応していただければと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木議員。

○11番（佐々木 寿議員） わかりました。がんサバイバーについては、本当になつた方でない、いろんな面が出てくるなど、そういうことを



しっかりと情報にして、罹患された方の本当に心の支えになるようなことに情報を提供してやってもらいたいと思います。

あと、若年者の精神疾患については、次代を担う世代の健全な発育というのは大事なことでありますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、名寄岩生誕につきましては、私も協会の一員として100周年記念事業についてはやっぱりしっかりと進めていきたいと、思います。

それと、こういう名寄岩の実直な人間は、教育部門のほうでもしっかりと、親孝行の関係とか、あるいは礼儀、しつけという関係については教育の中の道徳的な部分もあると思います。これは、学校の中でも機会があれば、子供たちにそういうものを映画とかを見せていただいてしっかりと名寄岩というこの名寄の郷土の力士をよみがえらせていただきたいと、こういうふうに思っております。

以上で私の質問終わります。

○議長（黒井 徹議員） 答弁はいいの。

○11番（佐々木 寿議員） あれば、どうぞ。

○議長（黒井 徹議員） 鈴木教育部長。

○教育部長（鈴木邦輝君） それでは、最後の質問の部分、名寄岩というのは議員からも御指摘のあったとおりその相撲人生で大変多くの逸話を残した人物であります。それを示す証拠として、昭和期の力士を紹介する本には数多く名寄岩の逸話が残されております。議員御指摘のとおり、名寄岩というのはいわゆる努力の人でありますし、またその真面目な性格というのを相撲の世界や私生活においても反映をして礼儀とかしつけ、それから親孝行にまつわる多くの逸話が残されております。博物館で生誕90年のときに作成いたしましたエピソード集にもこれらを収録させておりました。それ以降エピソード集につきましては希望者に配付をしておりますし、また「涙の敢闘賞」についてはDVDに収録をして貸し出し等もしてご

ざいます。この冊子に収録されております名寄岩の礼儀とか親孝行に関する事歴というのは、いわゆる道徳教育において申せば、挨拶とか言葉遣い等の基本的な生活習慣、それから約束や社会の決まりを守る公德心、父母、それから祖父母、家族を大切にする気持ちや態度、そして先人の努力を知って郷土を愛する心を育てるということに活用できるものでありますので、今後はこれらの冊子や映像資料を各学校に配付もしくは貸し出しなどをして道徳教育の教材としても活用するように働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 奥 村 英 俊

署名議員 駒 津 喜 一